



平成 20 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 U E X
代表者名 代表取締役社長 押本 俊明
(JASDAQコード・9888)
問合せ先 経営企画部長 勝賀 瀬 崇
TEL (03) 5460-6500

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 54 回定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成 20 年 3 月 31 日現在、当社の発行可能株式総数は 2,240 万株ありますが、発行済株式総数は 1,200 万株であります。また、当社は平成 20 年 5 月 20 日開催の取締役会において、当社が発行する株券等の大量買付けに関する具体的な対応策（本日別途公表した「会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付け行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ」をご参照願います。）を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会において議案が可決されることを条件に導入することを決議いたしました。このため、買収防衛策の実効性を確保する目的で、発行可能株式総数を 2,240 万株から 3,600 万株に拡大するものであります。

(2) 当社は、上記(1)に記載された買収防衛策の採用及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、株主の皆様の意思に基づいて行うことが重要であると考えております。つきましては、株主の皆様の意思が法的に明確な形で反映されるように、買収防衛策の導入を株主総会の決議によって定めることができる旨の規定を定款第 51 条（買収防衛策の導入等）として新設するものであります。

(3) 会社法第 278 条第 3 項本文においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって新株予約権の無償割当てに関する事項の決定ができるとされています。しかしながら、当社取締役会は、上記(2)の買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって決定することができることに加えて、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただく方法によっても可能となるように、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、根拠規定として定款第 52 条（新株予約権無償割当ての決定機関）を新設するものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成20年6月26日(木)
定款変更の効力発生予定日 平成20年6月26日(木)

3. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,240</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,600</u> 万株とする。
(新設)	<u>第11章 買収防衛策</u>
(新設)	(<u>買収防衛策の導入等</u>)
	第51条 <u>当社は、株主総会においても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収に対する買収防衛策の導入および継続を決定することができる。</u>
(新設)	(<u>新株予約権無償割当ての決定機関</u>)
	第52条 <u>当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことができる。</u>

以上